

令和2年度桜丘西小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

心豊かで、自主性・創造性に富み、たくましく、生きる力を身に付けた子どもの育成

○ 教育活動の重点

- | | | |
|----------------|------------------|----------------|
| ① 学校経営・学級経営の充実 | ② 命の教育・人権同和教育の充実 | ③ 学習指導の充実と学力向上 |
| ④ 読書指導の充実 | ⑤ 開かれた特色ある学校づくり | ⑥ 生徒指導の充実 |
| ⑦ 体力向上と健康教育の充実 | ⑧ 環境教育の推進 | ⑨ 危機管理の充実 |
| ⑩ 教職員の資質向上 | | |

(基本理念)

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめ防止対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送れるように、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨とする。また、すべての児童生徒がいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめはいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分理解させる。さらに、いじめを受けた児童生徒の生命・心身の保護をすることが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指すなければならない。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【心の教育推進委員会】

(目的)

- 1 いじめや不登校・不登校傾向にある児童の早期発見に努める。
- 2 問題行動を抱えた児童が自己解決できるように対策などを検討する。
- 3 学年・学級・教師間の共通理解に努める。

(心の教育推進委員会の構成メンバー)

校長・教頭・生徒指導主任・生徒指導部員（学年代表）
関係担任・養護教諭、スクールカウンセラー（必要に応じて）
その他必要に応じ関係者および外部専門家

○ 家庭・地域との連携

- ・ P T A
- ・ 校区公民館
- ・ 校区あいご会
- ・ 民生委員
- ・ スクールガード
- ・ 学校評議委員
- ・ リンク桜ヶ丘
- ・ むつみ会

【校内体制】

- 1 生徒指導体制
 - (1) 心の教育委員会の円滑な運営
 - (2) 週1回の事例連絡（毎週木曜日）
- 2 教育相談体制
 - (1) 児童との計画的相談
 - (2) 保護者との計画的相談
 - (3) 教育相談日の設定
 - (4) S C（スクールカウンセラー）への相談体制の確立（市教委 227-1971）
- 3 職員研修の重点
 - (1) 事例研修（年1回月実施）
 - (2) 夏季休業中の校内研修の実施
 - (3) 学年会を利用していじめ対策必携読み合わせ（いじめ問題を考える週間に実施）
- 4 各種研修への積極的な参加と情報収集

○ 関係機関との連携

- ・ 市教育委員会 227-1971
- ・ 児童相談所 264-3003
- ・ 市こども福祉課 269-8473
- ・ 桜ヶ丘駐在所 265-0142
- ・ 学校医
- ・ 市来内科 265-3131
- ・ 森山歯科 264-3223
- ・ 吉村眼科 252-6221
- ・ 小川耳鼻科 255-8733

【学校の取組】

【いじめの防止】

基本的な考え

全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- 1 教職員の取組
 - (1) 学級経営の充実
 - ア 授業改善（学習のしつけ、わかる授業）
 - イ 人権教育の充実
 - ウ 道徳教育の充実（わたしたちの道徳等の活用）
 - エ 情報教育の充実（携帯電話、インターネット使用ルール）
 - オ 奉仕体験活動の推進
 - (2) 生活アンケートの定期的な実施
 - (3) 心の教育推進委員会の定期的な実施（每学期1回＜5月、11月、2月）場所：校長室
 - (4) いじめ問題を考える週間の実施
 - ア 期日 4月 第2週目 9月 第2週目
 - イ 内容 道徳、特別活動でのいじめ問題を取り上げた授業の実施等
 - (5) ニコニコ月間の実施
いじめ防止標語、ポスターの作成等

- 2 児童の取組
- (1) 児童会でのいじめ防止にかかわる学級目標づくり
 - (2) 学級・学年間、さくらっ子グループによる人間関係づくり
 - (3) いじめ防止標語の作成
 - (4) 「いじめ問題を考える週間」への取組
 - (5) 清掃活動やボランティア活動への取組
 - (6) 学級の諸問題を解決する児童会活動
 - (7) 児童をつなぐ集会活動（さくらっ子集会）
- 3 保護者の取組
- (1) 基本方針の周知
 - (2) 保護者との教育相談の実施
 - (3) PTA 総会、学級 PTA の活用と工夫

【いじめの早期発見】

----- 基本的な考え -----

些細な兆候であってもいじめはないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

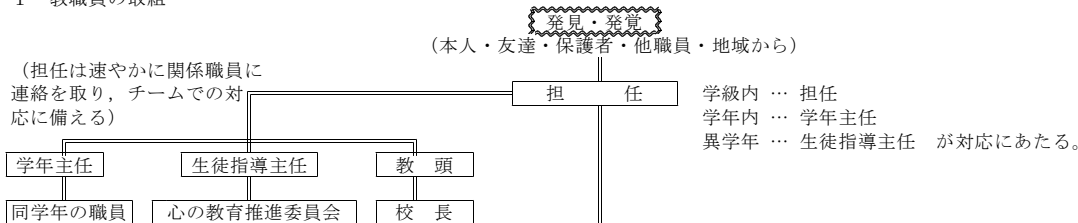
- 1 教職員の取組
- (1) 子どもの行動観察と孤立児への声かけ
(管理職をはじめ全職員による校内巡り、担任、養護教諭を中心とした声かけ)
 - (2) 個人面談やアンケートの実施と情報収集（生徒指導主任を中心に担任で実施）
 - (3) 週1回の事例連絡（毎週木曜日の職員朝会か職員連絡会で全職員で共通理解）
 - (4) 学校の取組の発信および情報の収集・共有（学校便り、学年週報、PTAの会合）
 - (5) 研修による資質向上（生徒指導校内研修や学年会での「いじめ対策必携」読み合わせ、事例研修会）
- 2 児童の取組
- (1) 困ったことはまわりの誰かに相談する
- 3 保護者の取組
- (1) 家庭生活のチェック
 - (2) 保護者の教育相談の実施（4月～6月：教育相談、10月：教育相談旬間を中心に）
 - (3) 相談機関の活用（教育相談係を中心にスクールカウンセラーの周知とその活用）

【いじめに対する措置】

----- 基本的な考え -----

教育基本方針に基づく対応方針を共有して、学校全体で取り組む。認知した場合は組織で迅速に対応し、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

1 教職員の取組



事 実 確 認（各教室，教育相談室，多目的室等）

- ・両方から聞き取りを行い、メモをとるようにする。
- ・当事者だけでなく周りの子どもからの情報も収集し、実態を正確に把握する。
- ・いじめた側は集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析し、事実関係を把握する。

指 導（各教室，教育相談室，多目的室等）

いじめられた側	いじめた側
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「いじめられている子どもを守り通す」という姿勢を明確に示す。 ・ 担任、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ、決して一人で悩まず、できる限り誰かに相談するように指導する。 ・ 冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容するとともに、その子の良さを見つけ、認め、共感的に受け止める姿勢で臨む。 ・ いじめられていることによる心理的影響にも配慮し、専門家と連携することも検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。 ・ 何がいじめであるか等、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。 ・ いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。 ・ 場合によっては警察等の協力や出席停止措置を講じる。

保護者への対応（教育相談室，校長室等）

いじめられた側	いじめた側
① まず、電話でそれぞれにいじめの経過を説明し、後日学校へ来校していただくように連絡をとる。 学校が把握していることを伝えると共に、家庭での様子についても語り合う。	
② 事実の報告をする。（一度それぞれに電話で話をしているのが、再度、確認の意味で話をする。）	
③ 加害児（保護者）から被害児（保護者）への謝罪	

④ 今後についての確認	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誠意有る対応に心がける。 ・ 必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連絡をとる。 ・ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。 ・ いじめはぜったい正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。 ・ 担任や学年部、管理職等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。
まわりではやしたてる子どもへの対応	見て見ぬふりをする子どもの対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ はやしたてる行為は、いじめと同じ行為であることや、いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間としてゆるされね行為であることを分らせる。 ・ はやしたてる行為を正当化しようとする言動（「見てだけだ」、「自分だけじゃない」）など、主張する子どもには、それは許されない行為であることを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分が所属する集団内（学級や少年団など）で起きているいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為はいじめを認め、加担することにつながることを理解させる。 ・ 「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや、望ましい人間関係について指導する。

【 重大事案への対処 】

1 重大事態について

児童や保護者から、いじめにより心身や財産等が重大事態に陥ったという申し立てや、自殺・入院（大けがも含む）と言った重大事案が発生した場合、即時に適切な報告・調査等に当たる。

【 重大事態の意味 】

- 生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
いじめを受けた児童が長期欠席を余儀なくされている場合、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として判断する。
ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合に、上記目安にかかわらず、教育委員会と連携しながら迅速に調査に着手する。

2 重大事態への緊急対応

(1) 緊急対応

重大事態発生時に、重大事態の解決を図るとともに学校の受ける誤解や信用失墜等の被害を最小限に抑えるために一連の活動および対処を行う。

(2) 具体的な緊急対応の方策

- ① 重大事態が発生した場合、校長は市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 校長は、市教育委員会と協議の上、該当事案に対処する「緊急委員会」を開催し、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査に当たっては、因果関係の特定を急ぐのではなく、関係機関等との情報連携を図りながら情報収集を行う。具体的にはアンケートや関係者の面談を実施することになるが、客観的事実関係を次の要領で速やかに調査する。

・いつ（いつ頃から） ・どこで ・誰が ・何を、どのように（態様）
・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

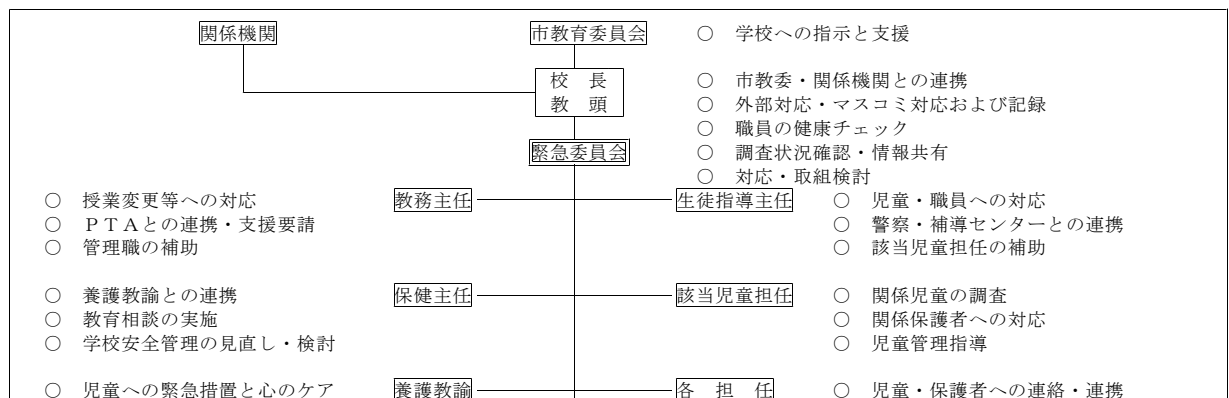
調査には入る場合は次の点に留意する。

- 教師、児童からの聞き取り項目の詳細については、教育委員会と連携して進める。
- いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査を進める。
- 情報を提供してくれた児童の安全確保を図る。
- インターネット上の情報拡散等に関しては「学校ネットパトロール事業」を活用し、緊急監視を実施する。

- ③ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ④ マスコミ対応が必要な場合は、必要に応じて校長（管理職）が対応する。
- ⑤ 調査結果を受け、組織的に連携を図りながら、事態による被害を最小限に食い止め、迅速に事態の解決に努める。
- ⑥ いじめを受けた児童や保護者、地域の関係者に心のケアを必要に応じて行う。

(3) 緊急対応組織

重大事態の発生を確認した校長は、緊急委員会を招集し、組織的対応を図る。



○ 学校医，カウンセリング機関との連携

○ 学級児童の心のケア

○ 職員間の連携・補助

各職員

P T A 役員

○ 児童の安全確認と指導の徹底

○ 学級児童の心のケア

○ 管理職との連携

○ 保護者への連絡・連携

(年間計画案)

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳 特別活動等	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	基本的な生活習慣の指導	年間活動計画検討 1学期の取組の確認		「いじめ問題」を 考える週間			個別相談	基本方針確認
5	基本的な生活習慣の指導						教育相談 (個別相談)	心の教育推進 委員会
6	基本的な生活習慣の指導			人権週間 人権教室	さくらっ子集 会	いじめ防止標語 ポスター作成	教育相談 (個別相談)	
7	1学期の反省 夏休みの生活 指導	相互評価実施 1学期の取組の 総括	学校いじめア ンケート				個別相談	
8	夏休みの生活 指導						個別相談	外部講師を招いた 職員研修
9	基本的な生活習慣の指導	2学期の取組確 認		「いじめ問題」を 考える週間		携帯・ネット利 用調査	個別相談	
10	児童の実態把握						教育相談 (個別相談)	
11	児童の実態把握		学校いじめア ンケート		さくらっ子集 会		教育相談 (個別相談)	心の教育推進 委員会
12	2学期の反省 冬休みの生活 指導	相互評価実施 2学期反省					個別相談	
1	基本的な生活習慣の指導	3学期の取組確 認					個別相談	
2	基本的な生活習慣の指導				さくらっ子集 会		個別相談	心の教育推進 委員会
3	1年間の反省	相互評価実施 年間の取組の総 括および次年度 に向けての取組 確認					個別相談	

* 「学校いじめ防止基本方針」の学校HPでの公表

* 「学校いじめ防止基本方針」の点検見直しとこれに基づいた必要な措置の実施